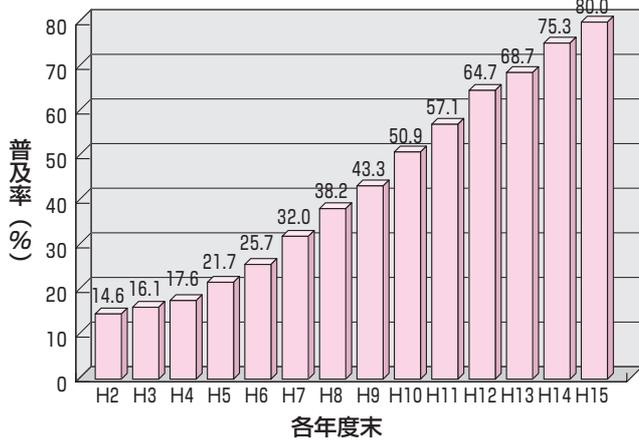


【表1】下水道普及率の推移



【表2】下水道事業整備計画

整備年度	整備地区
平成16年度	美園町3～6丁目、若草町5・6丁目、栄町4丁目、大和町2丁目、幸町3・5丁目
平成17年度	美園町5・6丁目、栄町1丁目、上鷺別町、幸町5丁目
平成18年度	登別東町2丁目、登別港町1丁目（JR山側）
平成19年度	登別東町1丁目、登別本町1・3丁目
平成20年度	登別東町3～5丁目
平成21年度以降	登別東町5丁目、登別本町2丁目、中登別町

- 整備計画は、現時点での計画です。今後、国または市の予算の状況などにより、整備年度が変更になる場合があります。
- 平成18年度以降の登別整備地区は、市街化区域内です。
- 実際に下水道を使用できるのは翌年度の4月からです。

【表3】受益者負担金計算例

現在の負担金単価525円（1平方メートルあたり）により計算すると、土地60.5坪（200平方メートル）の土地を所有している場合は、
 受益者負担金＝200平方メートル×525円＝105,000円
 となり、分割内訳は次のようになります。

（単位：円）

	負担総額 105,000	1期	2期	3期	4期
		7月納期	10月納期	12月納期	2月納期
初年度	21,000	5,400	5,200	5,200	5,200
2年目	21,000	5,400	5,200	5,200	5,200
3年目	21,000	5,400	5,200	5,200	5,200
4年目	21,000	5,400	5,200	5,200	5,200
5年目	21,000	5,400	5,200	5,200	5,200

【表4】下水道使用料金（一般家庭用：2カ月分）

立方メートル	料金	立方メートル	料金	立方メートル	料金
0～16	2,772円	26	4,556円	60	10,730円
17	2,950円	27	4,735円	65	11,649円
18	3,128円	28	4,914円	70	12,568円
19	3,307円	29	5,092円	75	13,486円
20	3,486円	30	5,270円	80	14,406円
21	3,664円	35	6,163円	85	15,324円
22	3,842円	40	7,056円	90	16,242円
23	4,021円	45	7,974円	95	17,162円
24	4,200円	50	8,892円	100	18,080円
25	4,378円	55	9,812円		

負担金や使用料などの負担をお願いしています

◎受益者負担金

下水道工事が終わり、下水道が使えるようになった翌年度に土地の面積に応じて1度だけ負担していただきます（【表3】参照）。

負担金の額は、その区域の整備に要する費用に基づいて決められますが、現在、整備を行っている鷺別地区などでは、1平方メートルあたり525円になっています。

◎下水道使用料

下水道を使用した場合、下水道使用料金を納めていただきますが、その額は、水道の使用水量を下水の排出量として計算し、水道料金と一緒に2カ月に1度納めていただきます（【表4】参照）。

◎トイレの水洗化と排水設備工事費

トイレを水洗化するためのトイレ改造工事費とトイレ・台所・風呂場などから公共ます（市で設置）までの排水管や接続ますを設置するための排水設備工事費がかかることとなります。

工事費は、建物の状況により異なりますが、標準的には約60万円必要になります。

融資のあっせんや補助金の制度をご利用ください

下水道が使用できるようになった

区域で、トイレの水洗化改造や排水設備設置の工事を行う場合、市はみなさんの費用負担を軽減し、水洗化を促進するため、融資のあっせんや補助金の制度を設けています。

◎融資のあっせん

自己資金で一時的に工事費を負担することが困難な場合、市が金融機関の融資をあっせんし、その利子を負担する制度です。

▼融資のあっせんの限度額

- 水洗トイレ改造工事 38万円
- 排水設備工事 21万円
- 右記両方 59万円

◎補助金制度

下水道が使えるようになった年度の翌年度中に自己資金により工事を完成した場合、工事費の一部を補助する制度です。

▼補助金の額

- 水洗トイレ改造工事 2万3千円
- 排水設備工事 1万円
- 右記両方 3万3千円

下水道事業に関するお問い合わせは

下水道課

☎ 09052
FAX 094454

Eメール: gesui@city.noboribetsu.hokkaido.jp